

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	八戸市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/13,80772,199,html

執行機関名 八戸市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八戸市子ども医療費給付条例(平成5年八戸市条例第30号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八戸市個人番号の利用に関する条例 別表第1の2の項 八戸市子ども医療費給付条例(平成5年八戸市条例第30号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	八戸市子ども医療費給付条例(平成5年八戸市条例第30号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	この条例は、子どもが医療保険に基づく療養の給付を受けた場合その保護者に子ども医療費を給付し、もって子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八戸市子ども医療費給付条例(平成5年八戸市条例第30号) 八戸市子ども医療費給付条例施行規則(平成5年八戸市規則第113号)